

対応の概要

1. 工事業国保に対する行政処分(是正改善命令) 回答期限 10月29日等

- 無資格加入(2.8万人)が発生するに至った経緯及び関与者などの実態解明
- 組合員資格の有無の追加調査、無資格加入者の被保険者資格の是正
- 日本年金機構、全国健康保険協会及び市町村国保への無資格加入者等のリストの提供
- 法令遵守等の再発防止、処分内容等の組合会への報告 等

2. 工事業国保に対する国庫補助の返還命令 ⇒ 80億円程度の負担(推計)

- 国庫補助返還額は、確定したものから返還命令を発出。(11月予定)
→ まず、80億円程度の国庫補助返還 (全国調査による推計)
引き続き、脱退者等について追加調査を行い、再度、国庫補助返還命令。
- また、無資格加入者との間で、遡って保険料と医療給付費を精算する際に工事業国保は追加負担の見込み。

3. 無資格加入者・事業主の追加負担

- (1) 市町村国保に加入する無資格加入者 ⇒ 平均的には、1人当たり20万円以上の負担(推計)
 - ・ 2年遡って工事業国保から保険料の還付を受けるが、市町村国保に2年分の保険料を納付。
- (2) 協会けんぽに加入する無資格加入者 ⇒ 平均的には、従業員1人当たり65万円程度(労使合計)の負担(推計) (健康保険 20万円 厚生年金 45万円)
 - ・ 2年遡って工事業国保・日本年金機構(国民年金分)から保険料の還付を受けるが、協会けんぽ・厚生年金が適用され、2年分の保険料を納付。

経緯

【全国建設工事業国保組合(工事業国保)の概要】

- 母体団体は、日本鳶工業連合会(日鳶連)、全国中小建築工事業団体連合会(全建連)、日本造園組合連合会(造園連)等
- 被保険者数 21.2万人(22年1月) ※建設関係28業種の従事者が加入
- 全国59支部 340出張所
- 理事長 森大(全建連副会長)、 専務理事 鈴木由城(全建連副会長)
- 国庫補助額 232億円(21年度)

【無資格加入問題の発覚】

- ① 21年12月 徳島県における多数の無資格者の存在が報道
- ② 22年 2月 北海道等における法人事業所の偽装加入が報道

【これまでの対応】

- ① 22年1月～ 東京都・関東信越厚生局による実地検査(本部、徳島県支部・西部出張所・南部出張所、埼玉県建築支部)
- ② 2月、東京都は、工事業国保に対し、全国調査を指示
- ③ 3月～ 会計検査院による実地検査(本部、三重県支部、北海道支部、徳島県支部、福岡県支部)
- ④ 3月、21年度の特別調整補助金・特別対策費補助金を削減(▲5.1億円)
- ⑤ 4月末、東京都は、工事業国保の報告に対し、不十分であるとして再調査を指示
- ⑥ 7月1日、工事業国保が東京都に再報告(約2.8万人が無資格加入)

無資格加入の状況

工事業国保の全国調査結果(6月30日)によれば、

現時点で判明している無資格加入者は、7,284事業所の 27,898人。

(組合員 12,252人、家族 15,646人)

無資格加入の類型		無資格加入者数(推測)
類型1	工事業国保の規約で定める建設業(28業種)に従事していない者	2,559事業所 6,280名 (組合員2,980人、家族3,300人) ※最初から非従事 766名
類型2	健康保険の適用除外承認を受けないまま加入している者	3,237事業所 14,824名 (組合員6,162人、家族8,662人)
類型3	本来健康保険が適用されるべき法人事業所であるにもかかわらず、個人事業主であると偽って従業員を加入させている など	1,488事業所 6,794名 (組合員3,110人、家族3,684人)

(注)調査対象は、50,743事業所(被保険者数210,352人)。うち回収済 49,297事業所 (回収率97.2%)

対応(1)

1. 工事業国保に対する行政処分(是正改善命令)

【確認された事実】

- ① 規約に定める業種に従事していないにもかかわらず加入していた者について、保険者としての資格確認が的確に行われていなかった。
- ② 健保の適用除外承認を受けて工事業国保に従業員を加入させている事業所が多数確認された。
- ③ 本来健康保険が適用されるべき法人事業所等で、従業員5人未満の事業所に分割するなどして、工事業国保に従業員を加入させている事業所が多数確認された。
- ④ 上記の事実について、組合役員は、容易に把握、改善できるにもかかわらず、その努力を怠り、何ら適正化を図るための取り組みをしなかった。

【是正改善すべき事項】 → 期限までに文書で報告

- ① 無資格加入が発生するに至った経緯及び関与者などの実態を明らかにすること。→10月29日まで
- ② 全国調査を通じて組合員資格の有無を早急に確認すること。→10月29日まで
- ③ 無資格加入者の被保険者資格を是正すること。→10月29日まで
- ④ 健康保険、厚生年金及び市町村国保を遡及適用するため、日本年金機構、全国健康保険協会及び各市町村国保に対し、事業所名、無資格加入者等のリストを提供すること。→ 10月29日まで
- ⑤ 全国調査の対象となっていない者について追加調査を行い、③・④の措置を講ずること。→ 12月28日まで
- ⑥ 資格の確認方法の見直し及び資格確認体制の強化などを含めた再発防止策を講じること。→10月29日まで
- ⑦ 無資格加入者に係る国庫補助返還のための報告を行うこと。→10月29日まで
- ⑧ 是正改善命令の内容及び本件の顛末について、組合会への報告及び組合員への周知を行うこと。また、役職員及び組合員に対し、公法人としての役割と責任を再認識させるとともに、組織をあげて法令遵守に取り組むこと。
→組合会開催後1か月以内⁴

対応(2)

2. 工事業国保からの国庫補助の返還等

- ① 国庫補助返還の時効は5年 (会計検査院が不正を確認した平成22年3月17日から5年間遡及)
⇒ 17年3月17日以降に交付額が確定した平成16～21年度分(6年分)の国庫補助が対象
- ② 国庫補助返還額は、引き続き精査 ⇒ 確定したものから返還命令を発出
- 全国調査による推計によれば、まず、80億円程度返還。
 - 引き続き、脱退者等について追加調査を行い、返還すべき補助額を確定。

【返還を求める補助金】

- ①定率補助 ②普通調整補助金 ③特別調整補助金(財政調整分) ④出産育児一時金補助金
⑤事務費負担金 ⑥特定健診・特定保健指導補助金

※ 被保険者数に連動して交付される補助金

- ③ 工事業国保が直ちに全額を返還することが困難な場合は、延滞利息が付される(年10.95%)。
- ④ なお、無資格加入者との間での保険料と医療給付費の精算に伴い、工事業国保には、別途負担が生じるものと予想。

対応(3)

3. 無資格加入者(事業所)に対する医療保険・厚生年金の遡及適用

- ① 無資格加入者は、最大6年遡って工事業国保の資格を喪失。
- ② 市町村国保、協会けんぽ・厚生年金は、最大2年遡って、保険料を徴収し、療養費を支給。

		保険・年金の適用	給付・保険料の精算
類型1	規約に定める業種に従事していない	最大6年遡り、市町村国保を適用	<p>○市町村国保は、<u>最大2年(保険税は3年)遡って、保険料を徴収し、療養費を支給。</u> ※ 市町村には、療養費を支給するよう助言。</p> <p>○工事業国保も、これに併せ、最大2年分の保険料と医療費を精算。</p>
類型2	健保の適用除外承認を受けていない	最大2年遡り、協会けんぽ・厚生年金を適用	<p>○協会けんぽは、<u>最大2年遡って健保保険料を徴収し、療養費を支給。</u></p> <p>○工事業国保も、これに併せ、最大2年分の保険料と医療費を精算。</p> <p>○日本年金機構は、<u>最大2年遡って厚生年金保険料を徴収し、国民年金保険料を還付。</u></p>
類型3	偽装加入		<p>○無資格加入については、加入手続きを行った事業主に責任があることから、工事業国保に対し、従業員の負担とならないよう事業主と調整することを指導。</p>

- ③ 工事業国保に対しては、無資格加入者との間での保険料と医療費の精算に当たっては、高額な医療を受けた者にとって過大な負担とならないよう、適切に対応することを指導。

対応(4)

4. 国保組合に対する指導監督の強化

- ① 都道府県及び地方厚生局に対し、全ての国保組合に資格管理状況の一斉点検を指導するよう要請（直ちに通知）
- ② 国保組合における法令遵守体制の整備を指導
 - ・ 理事の1人をコンプライアンス担当とすること（国保組合規約例を改正し、直ちに周知）
 - ・ 法令遵守の基本方針・実践計画の策定（策定要領を作成し、直ちに送付）
 - ・ コンプライアンス担当理事に対する研修会開催（準備が整い次第）
- ③ 年金事務所等に対し、健保の適用除外承認の運用方針を改めて徹底（直ちに通知）
- ④ 厚生労働省の指導監督体制の整備（組織要求）
 - ・ 国民健康保険課に国保組合係等を設置
 - ・ 地方厚生局の体制整備
 - 〔現 在〕 国保組合の主たる事務所の所在地の地方厚生局が全ての支部を指導監督
 - 〔見直し〕 他の地方厚生局も支部の指導監督ができるようにする